

埼玉県議会令和4年12月定例会付議予定議案件名表（追加提出）

【議案】

1 条例

案件名	概要																																
<p>1 特別職の職員の給与及び旅費に関する条例及び埼玉県教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例</p> <p style="text-align: right;">【総務部】</p>	<p>1 趣 旨 知事等の特別職の期末手当の額を改定するための改正</p> <p>2 内 容</p> <p>(1) 特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部改正 期末手当の年間の支給割合の改定 3. 25月→3. 30月（+0. 05月）</p> <table border="1" data-bbox="837 810 1865 954"> <thead> <tr> <th></th> <th>現行</th> <th>改正後（令和4年度）</th> <th>改正後（令和5年度）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6月期</td> <td>1. 625月</td> <td>1. 625月</td> <td>1. 65月</td> </tr> <tr> <td>12月期</td> <td>1. 625月</td> <td>1. 675月</td> <td>1. 65月</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>3. 25 月</td> <td>3. 30 月</td> <td>3. 30月</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 埼玉県教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正 期末手当の年間の支給割合の改定 3. 25月→3. 30月（+0. 05月）</p> <table border="1" data-bbox="837 1059 1865 1203"> <thead> <tr> <th></th> <th>現行</th> <th>改正後（令和4年度）</th> <th>改正後（令和5年度）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6月期</td> <td>1. 625月</td> <td>1. 625月</td> <td>1. 65月</td> </tr> <tr> <td>12月期</td> <td>1. 625月</td> <td>1. 675月</td> <td>1. 65月</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>3. 25 月</td> <td>3. 30 月</td> <td>3. 30月</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 施行期日等 公布の日から施行し、令和4年12月1日から適用。ただし、令和5年度以降の期末手当の支給割合の改定は令和5年4月1日から施行</p>		現行	改正後（令和4年度）	改正後（令和5年度）	6月期	1. 625月	1. 625月	1. 65月	12月期	1. 625月	1. 675月	1. 65月	計	3. 25 月	3. 30 月	3. 30月		現行	改正後（令和4年度）	改正後（令和5年度）	6月期	1. 625月	1. 625月	1. 65月	12月期	1. 625月	1. 675月	1. 65月	計	3. 25 月	3. 30 月	3. 30月
	現行	改正後（令和4年度）	改正後（令和5年度）																														
6月期	1. 625月	1. 625月	1. 65月																														
12月期	1. 625月	1. 675月	1. 65月																														
計	3. 25 月	3. 30 月	3. 30月																														
	現行	改正後（令和4年度）	改正後（令和5年度）																														
6月期	1. 625月	1. 625月	1. 65月																														
12月期	1. 625月	1. 675月	1. 65月																														
計	3. 25 月	3. 30 月	3. 30月																														

案件名	概要																
<p>2 職員の給与に関する条例等の一部を改正する 条例 【総務部】</p>	<p>1 趣 旨 埼玉県人事委員会の勧告に基づき、職員の給与を改定するための改正</p> <p>2 内 容</p> <p>(1) 職員の給与に関する条例の一部改正 民間給与との較差を解消するための改定</p> <p>ア 給料表 初任給をはじめ主として若年層を引上げ</p> <p>イ 勤勉手当 年間の支給割合の改定 1. 90月→2. 00月 (+0. 1月) (例) 一般職員 (再任用職員を除く)</p> <table border="1" data-bbox="837 571 1865 719"> <thead> <tr> <th></th> <th>現行</th> <th>改正後 (令和4年度)</th> <th>改正後 (令和5年度)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6月期</td> <td>0. 95月</td> <td>0. 95月</td> <td>1. 00月</td> </tr> <tr> <td>12月期</td> <td>0. 95月</td> <td>1. 05月</td> <td>1. 00月</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>1. 90月</td> <td>2. 00月</td> <td>2. 00月</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正 給料表及び期末手当を人事委員会の勧告どおり改定</p> <p>(3) 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正 給料表及び期末手当を人事委員会の勧告どおり改定</p> <p>3 施行期日等 公布の日から施行し、令和4年4月1日から適用。ただし、令和4年12月期の期末・勤勉手当の支給割合の改定は令和4年12月1日から適用。令和5年度以降の期末・勤勉手当の支給割合の改定は令和5年4月1日から施行</p>		現行	改正後 (令和4年度)	改正後 (令和5年度)	6月期	0. 95月	0. 95月	1. 00月	12月期	0. 95月	1. 05月	1. 00月	計	1. 90月	2. 00月	2. 00月
	現行	改正後 (令和4年度)	改正後 (令和5年度)														
6月期	0. 95月	0. 95月	1. 00月														
12月期	0. 95月	1. 05月	1. 00月														
計	1. 90月	2. 00月	2. 00月														

案件名	概要																
<p>3 学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 【教育局】</p>	<p>1 趣 旨 埼玉県人事委員会の勧告に基づき、学校職員の給与を改定するための改正</p> <p>2 内 容 民間給与との較差を解消するための改定 ア 給料表 初任給をはじめ主として若年層を引上げ イ 勤勉手当 年間の支給割合の改定 1. 90月→2. 00月 (+0. 1月) (例) 学校職員 (再任用学校職員を除く)</p> <table border="1" data-bbox="837 539 1865 684"> <thead> <tr> <th></th> <th>現行</th> <th>改正後 (令和4年度)</th> <th>改正後 (令和5年度)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6月期</td> <td>0. 95月</td> <td>0. 95月</td> <td>1. 00月</td> </tr> <tr> <td>12月期</td> <td>0. 95月</td> <td>1. 05月</td> <td>1. 00月</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>1. 90月</td> <td>2. 00月</td> <td>2. 00月</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 施行期日等 公布の日から施行し、令和4年4月1日から適用。ただし、令和4年12月期の期末・勤勉手当の支給割合の改定は令和4年12月1日から適用。令和5年度以降の期末・勤勉手当の支給割合の改定は令和5年4月1日から施行</p>		現行	改正後 (令和4年度)	改正後 (令和5年度)	6月期	0. 95月	0. 95月	1. 00月	12月期	0. 95月	1. 05月	1. 00月	計	1. 90月	2. 00月	2. 00月
	現行	改正後 (令和4年度)	改正後 (令和5年度)														
6月期	0. 95月	0. 95月	1. 00月														
12月期	0. 95月	1. 05月	1. 00月														
計	1. 90月	2. 00月	2. 00月														